

【教育指導課】令和7年度任用 パートタイム会計年度任用職員（小学校英語教育支援員）募集要項

令和7年度任用の桑名市会計年度任用職員（英語教育支援員）の募集を行います。

任用者を決定するに当たり、選考を行いますので、任用を希望される方は、この募集案内をご覧いただき、受付期間内にご応募ください。

会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、一会计年度(4月1日から翌年3月31日まで)を最长の任期として任用される非常勤職員です。

受付期間：令和8年1月21日（水）～令和8年2月3日（火）（郵送の場合必着）

1. 募集職種・募集人数： 小学校英語教育支援員（JTE） 若干名

2. 任用期間： 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

3. 応募資格

（1）小学校英語教育支援員

- ① 英会話が堪能かつ授業等の打ち合わせを行う上で必要な日本語能力を有する方
(例：留学経験のある方、英会話教室等の勤務実績のある方など)
- ② 次のいずれにも該当しない方（地方公務員法第16条）
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 国籍は問いませんが、外国籍の方の場合、就労が制限されていない在留資格を有する方

勤務条件など

| 種類 | 内容 |
|------|---|
| 報酬等 | 小学校英語教育支援員（JTE） 時給2,446円 ・その他、諸手当（通勤手当等）は、桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づき支給されます。 |
| 勤務時間 | 週2日、8時間程度勤務（ただし夏季・年末年始等学校休業期間は除く） 午前8時45分から午後2時30分の間 ※勤務する小学校により異なります。 |
| 休日 | 土曜日、日曜日、祝日、夏季・年末年始等学校休業期間 |
| 休暇等 | 年次有給休暇、特別休暇（忌引休暇等） |
| 服務 | 地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。 |
| 業務内容 | 教育指導課の指定する小学校での英語授業支援。 担任等とのチームティーチング。 |

4. 申込手続

| | |
|-------------------|---|
| 申込書類の請求先 及び提出先 | 桑名市教育委員会事務局 教育指導課 教育指導係（桑名市役所2階） 〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地 |
| 申込み提出書類 | <ul style="list-style-type: none">・ 履歴書（エントリーシート） 必要事項を記入し、自筆で署名してください。・ 写真1枚 縦4cm×横3cm（履歴書に貼付）・ 返信用封筒1通 封筒サイズ：長形3号（縦23.5cm×横12cm）・ 110円切手1枚 ※この返信用封筒により結果を送付しますので、封筒に110円切手を貼り付け、宛先に申込者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。 |
| 受付の期間等 | 令和8年1月21日（水曜日）～令和8年2月3日（火曜日） <ul style="list-style-type: none">・持参の場合、執務時間中 午前9時00分から午後4時30分まで (土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。)・郵送の場合は、簡易書留で「選考申込書在中」と朱書してください。 令和8年2月3日（火曜日）までに到着したものを受け付けます。 |

5. 選考の日時・会場・結果発表

| | 日 時 | 会 場 | 結果発表 |
|------|--|-----------------------------|--------------------|
| 選考 | 日時は別途連絡します。 | 桑名市役所本庁舎 桑名市中央町二丁目 37 番地 | 後日、申込者全員に郵送で 通知 |
| 受験要領 | 申込書類を提出した方については、受付期間終了後、面接日時をエントリーシート記載の電話番号に連絡いたします。 | | |
| 選考内容 | エントリーシートを参考に個別面接します。面接日時等の詳細については、申し込み後に任用担当課からご連絡いたします。 | | |

6. その他 注意事項

- ・履歴書等に虚偽の記載があった場合、任用までに公務員としてふさわしくない行為・行動があった場合は、任用を取り消すことがあります。
- ・採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間（勤務した日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに初めて正式採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。再度の任用の場合も同様です。
- ・今回の会計年度任用職員への任用は、桑名市の常勤職員の採用の際に優先されるものではありません。

7. 問い合わせ先

桑名市教育委員会事務局 教育指導課 教育指導係 TEL 0594-24-1240